

高島市告示第183号

令和7年度高島市有財産（土地）等売払いに係る一般競争入札実施要領を次のように定める。

令和7年11月7日

高島市長 今 城 克 啓

第1 入札に付する物件

一般競争入札（以下「入札」という。）にて売払う高島市有財産（土地）等は、別表のとおりとする。

第2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次のアからカまでのいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しないものでないこと。

ア 高島市との契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者

イ 高島市が実施した競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が高島市と契約を締結することまたは高島市との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督または検査の実施に当たり高島市の職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく高島市との契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しないものを契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「防止法」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。以下同じ。）または暴力団員（防止法第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団もしくは暴力団員に関与していると認められる者または暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

エ 入札に付する市有地を暴力団の事務所の敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者

オ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を得る目的または第三者に損害を与える目的で暴力団員または暴力団を利用している者

- (3) 入札参加者の住所地において課される市（町村）税を滞納していない者
- (4) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する高島市の職員

第3 入札参加申込み

入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、令和7年度高島市有財産（土地）売払いに係る一般競争入札参加申込書（様式第1号）および誓約書（様式第2号）ならびに法人の場合にあっては役員一覧（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて申込受付期間中にこれを提出しなければならない。

- (1) 住所地の市町村が発行する市町村税等納税証明書（市町村税に未納がないことを証するものに限る。）
- (2) 住民票の写し（申込者が法人の場合は登記事項証明書および代表者事項証明書）

第4 申込受付期間

- 1 申込受付期間は、令和7年11月7日（金）から令和7年11月20日（木）までの開庁日とし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。
- 2 申込み先は、高島市総務部行財政局行政管理局行政課とする。

第5 留意事項

- 1 入札者は、この要領、物件調書および高島市有財産売買契約書（案）の各条項ならびに入札物件の法令上の規制を全て承知した上で入札するものとする。
- 2 入札手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限るものとする。

第6 入札執行の日時および場所

- 1 入札は、次の日時および場所において行う。

日時 令和7年11月28日（金） 開始時刻 午前9時15分から

場所 高島市役所新館2階 教育委員会室
- 2 入札に際しては、入札開始時刻までに入札保証金納入済書を提示の上、受付を済ませること。

第7 入札保証金

入札者は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切上げた額）以上の額を納めなければならない。

第8 入札の方法

- 1 入札は、所定の入札書（様式第4号）により行う。
- 2 入札者が代理人により入札するときは、代理人は、入札前に委任状（様式第5号）を提出しなければならない。
- 3 郵便による入札は、認めない。

第9 入札書の記入方法

- 1 入札書には、入札金額、入札者（代理人により入札する場合にあっては、入札者および代理人）の住所および氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称ならびに代表者の職名および氏名）その他所定の事項を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印を、代理人により入札する場合は代理人の印を押さなければならない。
- 2 入札金額は、アラビア数字を用いて表示し、かつ、最初の数字の前に「¥」の記号を付さなければならない。

第10 入札書の書換え禁止等

入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書を書換え、引換え、または撤回をすることができない。

第11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (4) 入札保証金を納付しない者または不足する者のした入札
- (5) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一の入札について、他人の代理を兼ねた者または2通以上の入札書を提出した者の入札
- (8) 談合その他の不正の行為があったと認められる入札
- (9) 予定価格（最低売払価格。以下同じ。）を事前公表しているため、事前に公表した予定価格を下回る価格の入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

第12 開札

入札の開札は、第6に規定する場所において、入札の終了後直ちに、入札者の立ち会いのもとで行う。

第13 落札者の決定方法

落札者の決定は、次に掲げる方法による。

- (1) 高島市契約規則（平成19年高島市規則第22号）の規定により高島市が別に定める予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者によるくじで落札者を決定する。この場合において、入札者は、くじを辞退することができない。

第14 入札結果の公表

開札の結果、落札者を決定したときは、その者の氏名（法人にあっては、その名称）および落札価格を公表するものとする。

第15 再度の入札

予定価格を事前に公表しているため、再度の入札は実施しない。

第16 入札の変更等

入札者が不正または不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは中止することができる。

第17 入札保証金の還付等

第7の入札保証金は、落札者を除き入札終了後、速やかに還付する。

第18 入札保証金の帰属

落札者が契約を締結しないとき（落札後、第2の各号の要件を満たさない者であることが判明し、その入札が無効となった場合を含む。）は、入札保証金は違約金として高島市に帰属するものとする。

第19 危険負担

落札者は、面積その他物件調書に記載した事項について、実地に符号しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、または代金の減免を請求することができない。

第20 契約の締結

- 1 高島市と落札者の売買契約は、当該物件の入札執行の日から起算して10日以内に、高島市総務部行財政管理局行政管理課において、高島市有財産売買契約書（案1）（案2）及び（案3）により締結するものとする。ただし、物件番号5、6については仮契約を締結し、市議会の議決が得られた後に本契約を締結するものとする。
- 2 落札者は、売買契約締結と同時に、契約金額の100分の10に相当する額

を契約保証金として納付し、売買契約締結後、高島市が発行する納入通知書により指定期日までに売買代金を全額納付しなければならない。この場合において、入札保証金にあつては契約保証金の一部に、契約保証金にあつては売買代金の一部に充当することができる。

- 3 落札者が、売買契約締結と同時に売買代金の全額を現金にて即納するときは、前項の規定は適用しないこととし、入札保証金については、速やかに還付するものとする。
- 4 落札者がその落札した物件（以下「落札物件」という。）を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業および同条第5項に定める性風俗関連特殊営業のために利用する場合など、公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない場合がある。

第21 契約保証金の帰属

落札者が売買契約に定める義務を履行しないために契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として高島市に帰属するものとする。

第22 所有権の移転時期

- 1 落札物件の所有権移転は、売買代金の支払いを完了したときとする。
- 2 物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

第23 落札者の譲渡制限

落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

第24 公租公課等

売買契約書作成にかかる印紙税、落札物件の所有権移転に要する登録免許税および代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とする。

第25 遵守事項

入札者は、この入札要領のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければならない。

第26 その他

高島市は、契約締結の相手方の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は法人名）、落札物件の所在地、地目、地積および契約金額について公表することができるものとする。

別表(物件一覧表)

物件 番号	物 件 所 在 地	地目	面積 (㎡)	予定価格(円) (最低売却価格)	入札日時	入札場所	備考
1	高島市永田字台場1458番21	宅地	192.84	3,800,000	11月28日(金) 9時15分	高島市役所新館 2階教育委員会室	
2	高島市鵜川字宮ノ前283番5	田	56.16	380,000	11月28日(金) 9時30分	高島市役所新館 2階教育委員会室	